

# 令和2年度 第1回 北栄町障がい者福祉施策推進委員会

日時 令和2年11月25日(水)

午後3時00分～

場所 大栄農村環境改善センター大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第6期障がい福祉計画の概要及び見直し案について  
(第2期障がい児福祉計画を含む)

(2) その他

4 閉会

## 北栄町障がい者福祉施策推進委員会委員

任期 令和5年3月31日まで

区分	氏名	所属
北栄町身体障がい者福祉協会代表	小濱 祥照	北栄町身体障がい者福祉協会
北栄町ひまわり会代表	※中井 恭子	北栄町ひまわり会
北栄町精神障がい者家族会代表	前田 由美子	北栄町精神障がい者家族会
障害福祉サービス事業所関係職員	※小谷 紀央	あいおい
北栄町社会福祉協議会理事代表	大西 孝弘	北栄町社会福祉協議会
北栄町民生児童委員代表	田中 律子	北栄町民生児童委員協議会
中部総合事務所福祉保健局関係職員	池本 忠典	鳥取県中部総合事務所福祉保健局
鳥取県倉吉児童相談所	岡田 桂子	鳥取県倉吉児童相談所
住民代表	谷崎 義孝	住民代表
その他町長が必要と認める者	※藤木 真奈美	教育委員会

※は北栄町障がい者地域自立支援協議会委員も兼務の方

## 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について(概要等)

### 1 障がい福祉計画の概要及び『北栄町障がい者計画』の概要

(1) 障がい者計画とは

① 障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す計画

根拠法令 障害者基本法第11条3

② 北栄町「障がい者計画(第2期) (第1章から第4章)

・計画期間:平成30年度から令和5年度までの6年間

(2) 障がい福祉計画とは

① 障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を示す計画

根拠法令 障害者総合支援法第88条

② 北栄町障がい福祉計画(第6期) (第5章)

・計画期間:令和3年度から令和5年度までの3年間

(3) 障がい児福祉計画とは

① 障がい児通所支援法及び障がい児相談支援等の提供体制の確保に係る目標を示す計画

根拠法令 児童福祉法第33条20

② 北栄町障がい児計画(第2期) (第5章の4)

・計画期間:令和3年度から令和5年度までの3年間

・平成28年の児童福祉法の改正により、策定が義務づけられたもので、北栄町障がい福祉計画(第6期)と一体的に策定する。

## 2 今回の見直しのポイント(国の基本指針に基づくもの)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行→数値目標変更

・施設入所者を地域移行する目標と、施設入所者の定員を削減する目標の数値変更。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築→新規目標

・長期精神病院入院者の地域移行等に関し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実→運営状況の検証等が新たに設定

・地域生活支援拠点等について運営状況の検証、検討することが新たに設定。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等→数値目標変更

・令和元年度実績に対する一般就労、地域移行支援事業、就労継続支援A, B型事業所の就労者数について目標の数値変更。

・就労定着支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数と就労定着支援事業所における就労定着率の目標が新たに設定。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備→コーディネーターの配置が新たに設定。

・医療的ケア児支援のため医療的ケア児に関するコーディネーターの配置が新たに設定。

(6) 相談支援体制の充実→新規目標

・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実、強化に向けた体制を確保することが新たに設定。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築→新規目標

・各都道府県及び各区市町村又において、サービスの質の向上を図るための体制の構築をする目標が新たに設定。

## 3 見直しの方法

北栄町障がい者福祉施策推進委員会にて計画見直し

※スケジュール(案)

11月 第1回福祉施策推進委員会の開催により見直し案を検討

12月 県への再照会及び確認作業(数値目標、文言等)を行い見直し案を再検討

2月 見直し案についてパブリックコメント実施

○県への照会やパブリックコメント等により見直し案に大きな変更を要す場合、第2回福祉施策推進委員会を開催し検討。変更が軽微な場合、事務局で修正の上、委員の皆様へ見直し案を再送付。意見集約し、承認依頼を実施。

3月 町障がい者地域自立支援協議会に報告(※町協議会:11月4日開催の協議会にて了承済)  
町計画公表

(案)

# 北栄町障がい福祉計画(第6期) 北栄町障がい児福祉計画(第2期)

計画の構成は、第1章から第4章までが、「障がい者計画(第2期)」、第5章から「障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)」となっています。

令和3年3月

北 栄 町

## 第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画(案)

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画の趣旨

##### ①障がい福祉計画(第6期)

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に提供できるように、具体的な数値目標や必要量の見込などを定めた計画です。

現在策定されている第5期の障がい福祉計画を見直し、新たに第6期の計画を策定しました。

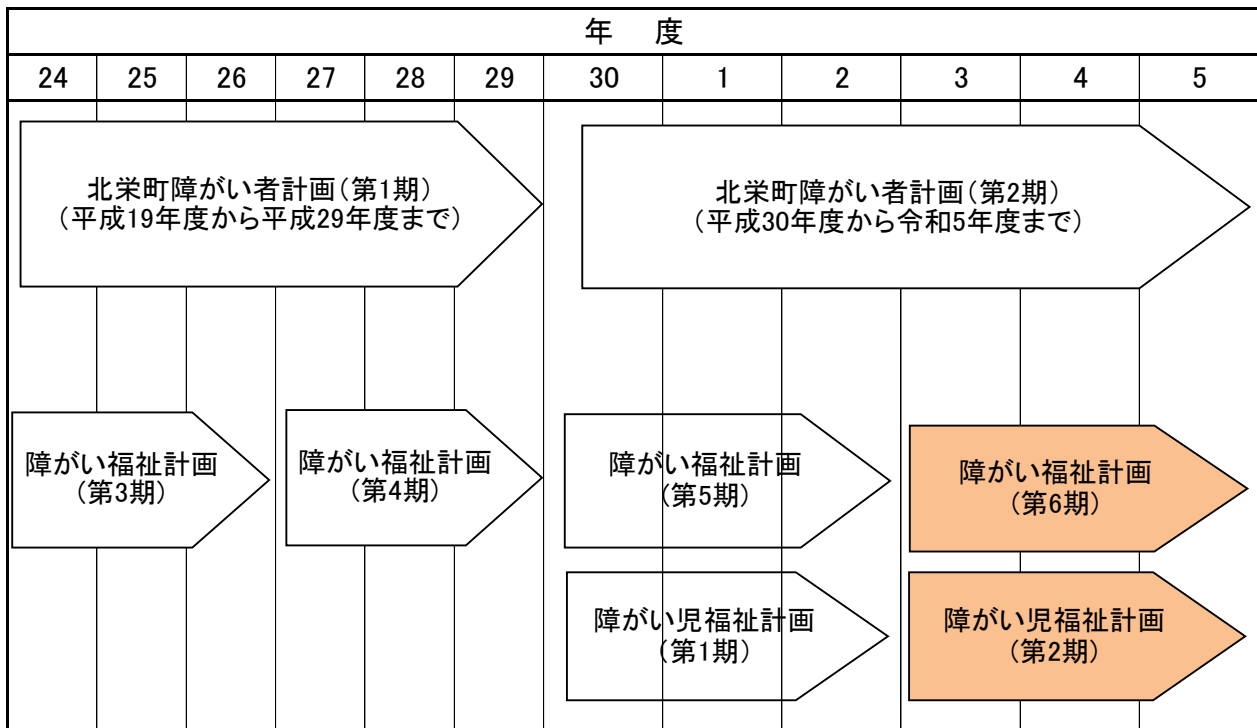
##### ②障がい児福祉計画(第2期)

平成28年の児童福祉法の改正により、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画についても、障がい福祉計画同様に策定が義務づけられたもので、前期に引き続き「障がい福祉計画(第6期)」と一体的に策定しました。

#### (2) 計画の期間

障がい福祉計画(第6期)は、国の基本指針のとおり令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

障がい児福祉計画(第2期)も同様に、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



### (3) 計画の進捗管理等

計画の進捗管理・評価等につきましては、毎年障害福祉サービス等の利用実績を把握し、北栄町障がい者福祉施策推進委員会及び北栄町障がい者地域自立支援協議会において、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、計画の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

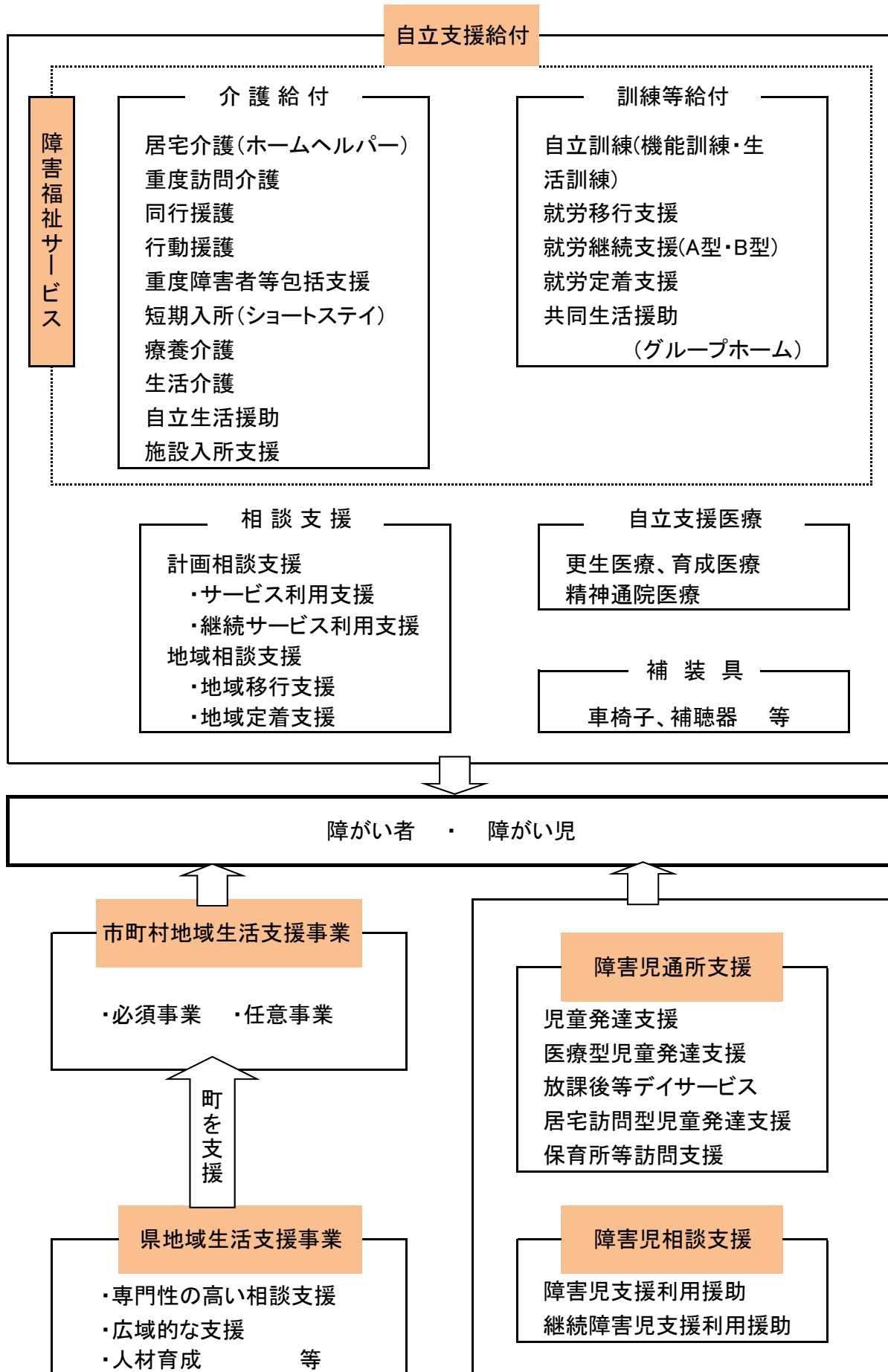
### (4) 障害福祉サービス等の体系

障がい者・障がい児を対象とした支援は、障害者総合支援法による「自立支援給付」や「地域生活支援事業」及び児童福祉法で構成されています。「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」等の障害児通所支援は市町村が実施し、障害児入所支援は都道府県が実施します。

### (5) 障がいの定義

支援の対象となる障がいの範囲が見直され、それまで対象とされていた身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい含む。)に、平成25年4月から難病等が加えられました。対象となる疾患については、令和元年7月時点で361疾患へ拡大されています。

障がい者・障がい児を対象としたサービス体系





## 2 令和5年度の数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画においては、地域生活への移行者数を9人、施設入所者数は41人から3人削減し38人とすることを目標としていましたが、令和2年3月末時点で、地域生活への移行者数は1人、施設入所者数については41人となっており、数値目標の達成は見込めない状況にあります。

計画の見直しにあたり、国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、施設入所者数を1.6%以上削減することを目標としています。

本町では、令和5年度末までに本表数値を目標とし、入所施設及び相談支援事業所等と連携しながら、地域生活への移行促進に取り組みます。

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	国の指針
施設入所者数	41人	40人	令和元年度末時点から1.6%以上削減
地域生活移行者数	1人	3人	令和5年度末までに、令和元年度末入所者数の6%以上削減 (施設入所からグループホーム等への移行者数)

### (2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、すべての市町村ごとに、長期精神病院入院者の地域移行等に関し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目標としています。

高度な専門性や広域での対策が必要であることから、現行の鳥取県精神障がい者地域移行推進会議等との役割検討等を行い、中部圏域での設置を目指します。

項目	実績 (令和2年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	実施	実施	鳥取県精神障がい者地域移行推進会議(中部圏域)と連携実施

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期計画に基づき、障がい者の地域生活への移行を進めるため、令和2年度末に地域生活を支援する機能(相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等を中部圏域内に整備します。

また、令和5年度末までにその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討方法については、市町、北栄町障がい者福祉施策推進委員会、北栄町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会等において検討していくこととします。

項目	実績 (令和2年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
地域生活支援拠点等の設置及び機能の充実に向けた検証及び検討	実施予定 (R3.3設置)	実施	中部圏域(基幹相談支援センター)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設から一般就労へ移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上、うち、就労移行支援事業については1.3倍以上、就労継続支援A型については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととし、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標としています。

本町では、一般就労への移行を3人とすることを目指します。

県が設置する障がい者雇用定着支援ネットワークへの参画や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等関係機関と連携して取り組み、きめ細かな相談支援により移行後の雇用定着を目指します。

項目	実績 (令和元年度末)	目標 (令和5年度末)	国の指針
一般就労移行者数	2人	3人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援から一般就労移行者数	—	1人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.3倍以上
就労継続支援A型から一般就労移行者数	—	2人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型から一般就労移行者数	—	2人	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業利用者数	—	2人	令和5年度の一般就労移行者のうち、7割が利用
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上	※活動目標に入れるか否かについて県が国に確認中。		

(5)障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、下記項目を、令和5年度までに設置することを目標としています。児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所については、現在中部圏域内でサービスを提供していますが、その利用状況やニーズ等を見込み、サービスの提供体制を今後も継続します。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所については、利用状況等を見込み、中部圏域におけるサービス提供の実施を目指します。

医療的ケア児等の支援体制については、平成30年度に中部圏域障がい者地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援部会が発足され、当該部会にて関係機関による協議の場として設置しました。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、令和2年度より北栄、琴浦、湯梨浜、三朝圏域で指定特定計画相談事業所りんくすに委託し、配置しました。

項目	実績 (令和2年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
児童発達支援センターの設置	実施	実施	中部圏域(エール発達障害者支援センター)
保育所等訪問支援が利用できる体制	実施	実施	中部圏域(倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、スイッチーズ、こどものつむぎ(鳥取市)等)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	実施	実施	中部圏域(スマイルセンター倉吉、中部療育園)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施	実施	中部圏域(スマイルセンター倉吉、中部療育園)
医療的ケア児支援のため関係機関の協議の場の設置	実施	実施	中部圏域(中部圏域障がい者地域自立支援協議会医療的ケアを要する障がい児者支援部会:H30~)
医療的ケア児支援のため医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	実施	実施	北栄、琴浦、湯梨浜、三朝圏域(指定特定計画相談事業所りんくすに委託:R2~)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する目標が新たに設定されました。

本町においては、中部圏域で設置している基幹相談支援センター(中部障がい者地域生活支援センター)と町に設置する町障がい者地域生活支援センターとの連携をより密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項目	実績 (令和2年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	実施	中部圏域(基幹相談支援センター)

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築する目標が新たに設定されました。

本町においては、基幹相談支援センターや中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等での研修や協議を継続し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項目	実績 (令和2年度末)	目標 (令和5年度末)	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	—	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい担当者会等で協議

### 3 障害福祉サービスの見込量及び見込量の確保策

#### (1) 訪問系サービス

##### 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

サービス名	内 容
居宅介護(身体介護、家事援助)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### ○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第5期計画	22	514	20	472	18	430
サービス実績	19	217	21	191	17	183
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	23	371	24	391	25	411

※令和2年度の数値は推計値です。(以下同じ)

※単位は1ヶ月当たりの利用者数(人)及び、1ヶ月当たりの延べ利用時間数(時間/月)です。

##### ※訪問系サービスの内訳

##### ○居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第5期計画	14	443	12	401	10	359
サービス実績	16	198	18	180	14	172
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	15	300	16	320	17	340

##### ○重度訪問介護

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第5期計画	1	50	1	50	1	50
サービス実績	1	11	0	0	0	0
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	50	1	50	1	50

○同行援護・行動援護

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第5期計画	6	18	6	18	6	18
サービス実績	2	8	3	11	3	11
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	6	18	6	18	6	18

※行動援護はサービス利用実績なしです。

○重度障がい者等包括支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
第5期計画	1	3	1	3	1	3
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	3	1	3	1	3

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。

[見込量の確保策－訪問系サービス]

利用者・事業者に必要な情報提供を行うとともに、障がい者個々のニーズを把握し障がい特性に対応したサービスが提供できるよう取り組みます。

また、継続して県及び関係機関と連携しながら、地域での安定した生活を確保するためのサービス提供体制の整備に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護・療養介護・短期入所

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○生活介護

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	53	901	54	918	55	935
サービス実績	51	1,087	50	1,068	51	1,075
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	51	1,020	51	1,020	51	1,020

※単位は1ヶ月当たりの利用者数(人)及び、1ヶ月当たりの延べ利用日数(人日/月)です。

支給実績及び利用者数の伸び率を参考に、見込みました。1人当りの利用見込み単位数は20日としました。

○療養介護

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	6	-	7	-	7	-
サービス実績	5	-	4	-	4	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	5	-	5	-	5	-

※単位は1ヶ月当たりの利用者数です。

給付実績を参考に利用者数を見込みました。

○短期入所

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	4	12	4	12	5	15
サービス実績	2	21	1	6	1	3
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3	15	3	15	3	15

国の基本指針と利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、今後の支給量及び利用者数を見込みました。利用状況は、家族介護者のレスパイトや緊急時における数日間の利用となっており、1人当りの利用見込み単位数は5日としました。

[見込量の確保策－生活介護・療養介護・短期入所]

障がいのある人やその家族等に向けた情報提供や支援体制の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者へのサービス提供体制の確保に向けて県及び関係機関と連携しながら取り組めます。

また、計画相談支援事業所と緊密に連携し、必要に応じてサービス内容の変更等、障がい者のニーズに合わせた速やかな対応に努めます。

イ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

サービス名	内 容
自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○自立訓練(機能訓練)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	0	1	8	2	16
サービス実績	1	18	0	0	0	0
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	8	1	8	1	8

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は8日としました。

○自立訓練(生活訓練)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	1	22	2	44	3	66
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	22	1	22	1	22

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は22日としました。

○宿泊型自立訓練

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	2	60	2	60	2	60
サービス実績	3	78	5	141	4	122
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	5	150	5	150	5	150

国の基本指針と支給実績及び利用者数の伸び率を参考にして、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位量は30日としています。

[見込量の確保策－自立訓練(機能訓練・生活訓練、宿泊型自立訓練)]

地域生活への移行を進めるため、関係機関と連携して身体機能や日常生活能力の維持・向上のために支援が必要な障がいのある人の把握に努め、適正なサービス利用のための速やかな対応に努めます。



ウ 就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型:雇用型、B型:非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行し、就労の環境変化により生活面の課題が生じた人に、一定期間、問題解決のため指導等を行います。

○就労移行支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	3	62	4	72	4	72
サービス実績	1	10	1	1	2	28
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3	54	3	54	3	54

国の基本指針と利用実績及び利用者数の伸び率を基に、3人を目指します。1人当りの利用見込は単位数は18日としました。

○就労継続支援A型

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	20	400	21	420	22	440
サービス実績	20	385	21	404	21	415
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	22	440	22	440	22	440

利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、地域生活への移行者数を勘案して、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位数は20日としました。

○就労継続支援B型

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	37	666	38	684	39	702
サービス実績	43	767	47	798	49	844
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	50	900	50	900	50	900

利用実績及び利用者数の伸び率を参考に、地域生活への移行者数を勘案して、今後の支給量及び利用者数を見込みました。1人当りの利用見込み単位数は18日としました。

○就労定着支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	0	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

[見込量確保策－就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援]

障がいのある人やその家族等に向けた情報提供の充実を図るとともに、福祉、教育、雇用分野の関係機関と連携し、障がいのある人が適性と能力に応じた職に就けるよう、就労支援に取り組めます。また、福祉施設から一般就労に移行、定着できるよう支援の体制整備に努めます。

(3) 居住系サービス(共同生活援助・施設入所支援・自立生活援助)

サービス名	内 容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしへ移行する人に一定の期間定期的に訪問等を行い支援します。

○共同生活援助(グループホーム)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	18	-	19	-	19	-
サービス実績	19	-	19	-	18	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	19	-	20	-	21	-

国の基本指針に基づく地域生活への移行者数の目標値を基に、利用者数の増加を見込みました。

○施設入所支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	42	-	41	-	38	-
サービス実績	40	-	41	-	41	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	41	-	41	-	40	-

国の基本指針に基づき、地域生活への移行を進め、令和5年度末の施設入所者数を40人とすることを目指します。

○自立生活援助

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	0	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

[見込量確保策－居住系サービス]

障がいのある人のニーズを踏まえ、施設入所については真に必要な方に限定することとし、施設と連携して入所者の意向を把握しながら地域生活への移行を支援します。

また、環境整備に取り組み地域移行後に生じる様々な課題については、中部圏域障がい者地域自立支援協議会で協議するなど、中部圏域の市町と県と連携しながら取り組めます。

(4) 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所する人又は精神科病院等に入院している人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時（24時間）の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。

○計画相談支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	25	-	26	-	27	-
サービス実績	32	-	40	-	45	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	46	-	47	-	48	-

計画相談支援については、平成30年からモニタリング期間の見直しがされ増加しています。相談現状における継続サービス利用支援の必要数及び新規のサービス利用者数を勘案し、利用者数を見込みました。

○地域移行支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	0	-	2	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

これまで実績はありませんが、入所施設及び精神科病院からの地域移行の際に必要なとなる利用者を1名見込みました。

○地域定着支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	0	-	1	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

入所施設及び精神科病院からの地域移行者のうち、常時の支援体制が必要な方を1名見込みました。

[見込量確保策－相談支援]

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者の確保に努め、また、相談支援の提供体制の充実を図っていくため中部圏域障がい者地域自立支援協議会で、相談支援員の人材確保と資質向上を図ります。

また、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の質の向上を図るための体制整備について、中部圏域障がい者地域自立支援協議会で中部圏域の市町や県と連携しながら取組めます。

## 4 障がい児支援事業の見込量及び見込量の確保策

(1) 障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・  
保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児について、児童発達支援を行うとともに、身体状況により機能訓練又は治療を行います。
放課後等デイサービス	就学期の障がい児について、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい等の重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

### ○児童発達支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	6	24	6	24	6	24
サービス実績	7	28	5	15	2	2
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7	28	7	28	7	28

利用者の人数及び1人当りの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり4日としています。

### ○医療型児童発達支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	3	12	3	12	3	12
サービス実績	3	8	3	9	2	3
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3	12	3	12	3	12

利用者の人数及び1人当たりの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり4日としています。

### ○放課後等デイサービス

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	15	195	16	208	16	203
サービス実績	21	187	29	208	40	327
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	41	328	42	336	43	344

放課後等デイサービスについては、主にこころのケアを専門とした事業所の開設や、新たな事業所の開設により利用者が増加しています。利用者の人数及び1人当たりの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり8日としています。

○保育所等訪問支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	1	1	2	2	2	2
サービス実績	1	1	1	1	1	1
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	3	3	3	3	3	3

利用者の人数及び1人当たりの平均的な利用量の実績を参考に、今後の利用者数及び支給量を見込みました。1人当たりの利用量は、1月当たり1日としています。

○居宅訪問型児童発達支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	1	8	1	8	1	8
サービス実績	0	0	0	0	0	0
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	8	1	8	1	8

[見込量確保策－障害児通所支援系事業]

母子保健担当課及び教育委員会、医療機関等と連携し、障がい児に関する情報共有を図り、障がい特性に応じた適切で速やかな支援が行われるよう、支援体制の確保に努めるとともに、利用者のニーズに対応した情報提供を行います。

(2) 医療的ケア児等の支援調整コーディネーター設置

○医療的ケア児等の支援調整コーディネーター設置

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	1	-	1	-
サービス実績	0	-	1	-	1	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

医療的ケア児等の支援調整コーディネーターの設置に関しては、計画相談事業所(委託)により1名設置しました。

(3) 障がい児相談支援

○障がい児相談支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	9	-	10	-	11	-
サービス実績	9	-	9	-	22	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	23	-	24	-	25	-

利用者の人数及び今後の新規利用者数を勘案して見込んでいます。

## 5 障がい児のこども・子育て支援等提供体制の整備

### (1) 障がい児のこども・子育て支援

サービス名	内 容
1号認定	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみ受ける児童が利用します。
2号認定	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
3号認定	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ

#### ○1号認定

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	0	-	0	-	0	-
サービス実績	0	-	0	-	0	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	0	-	0	-	0	-

#### ○2号認定

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	11	-	11	-	11	-
サービス実績	10	-	17	-	16	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	16	-	16	-	16	-

#### ○3号認定

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	1	-	1	-	1	-
サービス実績	1	-	0	-	1	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1	-	1	-	1	-

#### ○放課後児童健全育成事業

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人	人日/月	人	人日/月	人	人日/月
第5期計画	9	-	10	-	11	-
サービス実績	10	-	26	-	31	-
サービス見込量	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	31	-	31	-	31	-

#### [見込量確保策－障害児通所支援系事業]

見込量は、障害児福祉サービスを現在利用している人の実績と0歳から2歳までの実態とニーズ調査考慮し、算出しています。

教育委員会と連携し、障がい児の受入体制の整備を行います。



## 6 地域生活支援事業の見込量及び見込量の確保策

### (1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施するもので、必須事業と、市町村の判断により任意に実施する事業があります。

#### 【必須事業】

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

#### 【任意事業】

- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 聴覚障がい者生活支援事業
- ・ 声の広報等発行事業
- ・ 点訳、朗読奉仕員養成研修事業
- ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業

### ※相談支援事業の種類

#### ①障がい者相談支援事業

障がいのある人、その介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者への指導や助言、各種の相談機関の連携強化に取り組みます。

#### ③住宅入居等支援(居住サポート)事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主などへの相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行います。

## (2) 地域生活支援事業のサービス実績及びサービス見込量について

## ア 地域生活支援事業のサービス実績

名称	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業						
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	1人	2人	1人	1人	1人	1人
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	100件	276件	110件	193件	120件	195件
手話通訳者設置事業	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所	2人/箇所
日常生活用具給付等事業	318件/年	348件/年	332件/年	340件/年	346件/年	343件/年
①介護・訓練支援用具	3	3	4	1	5	3
②自立生活支援用具	3	3	4	3	5	3
③在宅療養等支援用具	3	9	4	3	5	5
④情報・意思疎通支援用具	8	5	9	7	10	5
⑤排泄管理支援用具	300	328	310	325	310	325
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	1	0	1	1	1	2
手話奉仕員養成研修事業		1人		1人		1人
移動支援事業	18人	17人	19人	14人	20人	14人
	延1,160時間	延1,788時間	延1,220時間	延1,941時間	延1,280時間	延1,589時間
地域活動支援センター事業	19人	19人	20人	19人	21人	12人
その他の事業						
訪問入浴サービス事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
日中一時支援事業	25人	37人	26人	37人	27人	27人
	延2,100回	延3,232回	延2,184回	延3,294回	延2,268回	延4,056回
聴覚障がい者生活支援事業	3人	2人	3人	2人	3人	2人
声の広報等発行事業	7人	5人	7人	5人	7人	5人
点訳、朗読奉仕員養成研修事業(中部圏域)		2人		1人		1人
自動車運転免許取得・改造助成事業	2件	1件	2件	2件	2件	0件



イ 地域生活支援事業のサービス見込量

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1)理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2)自発的活動支援事業	有		有		有	
(3)相談支援事業	/		/		/	
①障害者相談支援事業	2箇所	/	2箇所	/	2箇所	/
基幹相談支援センター	有		有		有	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	有		有		有	
③住宅入居等支援事業	有		有		有	
(4)成年後見制度利用支援事業	/	1人	/	1人	/	1人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	有		有		有	
(6)意思疎通支援事業	/		/		/	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	200件	/	200件	/	200件
②手話通訳者設置事業	/	2人	/	2人	/	2人
(7)日常生活用具給付等事業	345件/年		345件/年		345件/年	
①介護・訓練支援用具	/	5	/	5	/	5
②自立生活支援用具	/	5	/	5	/	5
③在宅療養等支援用具	/	5	/	5	/	5
④情報・意思疎通支援用具	/	5	/	5	/	5
⑤排泄管理支援用具	/	323	/	323	/	323
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	/	2	/	2	/	2
(8)手話奉仕員養成研修事業	/	2人	/	2人	/	2人
(9)移動支援事業	/	17人	/	17人	/	17人
	/	1,700時間	/	1,700時間	/	1,700時間
(10)地域活動支援センター事業	1箇所	19人	1箇所	19人	1箇所	19人
(11)訪問入浴サービス事業	/	1人	/	1人	/	1人
(12)日中一時支援事業	/	34人	/	34人	/	34人
	/	3,060回	/	3,060回	/	3,060回
(13)聴覚障がい者生活支援事業	/	3人	/	3人	/	3人
(14)声の広報等発行事業	/	6人	/	6人	/	6人
(15)点訳、朗読奉仕員養成研修事業	/	2人	/	2人	/	2人
(16)自動車運転免許取得・改造助成事業	/	2件	/	2件	/	2件

### (3) 各事業の内容及び見込量の確保策

#### ①理解促進研修・啓発事業

事業内容	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
実施に関する考え方	研修会の開催、広報誌等による啓発を行います。
見込量の確保策	年間を通して町内の企業内研修やあいサポーター研修、障がい者虐待に関する研修を実施するとともに、町の広報誌等を活用して、障がい別の特性や接し方についての知識の定着に取り組みます。

#### ②自発的活動支援事業

事業内容	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等による団体の活動を支援します。
実施に関する考え方	障がい者及びその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等に対する支援を行います。
見込量の確保策	障がい者団体等に対して、活動場所や情報の提供などの活動協力及び運営に対する支援を行います。

#### ③相談支援事業

事業内容	障がい児者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供及び権利擁護のための支援を行います。
実施に関する考え方	「北栄町障がい者地域生活支援センター」での身近な相談対応に加え、委託による広域的な事業実施に取り組みます。
見込量の確保策	「北栄町障がい者地域生活支援センター」では、情報提供や関係機関への連絡・調整等速やかな相談対応に努めるとともに、家族会や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員とも連携し、身近な相談機関として支援体制の充実を図ります。 「中部圏域障がい者地域自立支援協議会」においては、中部圏域の広域的課題等の協議、解決に取り組み、「基幹相談支援センター」において相談支援体制の機能強化、権利擁護に取り組みます。

#### ④成年後見制度利用支援事業

事業内容	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬の助成を行います。
実施に関する考え方	事業の積極的な利用により、障がい者の権利擁護を図ります。実績はありませんが、年間1名の利用を見込んでいます。
見込量の確保策	各関係機関と連携しながら成年後見制度を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、事業の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	研修会等の実施により、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を進め、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
実施に関する考え方	委託により実施し、障がい者の権利擁護のための体制整備に取り組みます。
見込量の確保策	成年後見制度に関する相談及び手続き、関係機関との連絡調整や制度の啓発・研修等の事業について、中部圏域1市4町で「一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（ミットレーベン）」と委託契約し実施していますが、今後、法人後見についての周知・啓発、実施体制の整備について検討し、取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

事業内容	手話通訳者、要約筆記者等の派遣や手話通訳者の設置により、聴覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の支援を行い、自立と社会参加を促進します。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、イベントや各種会議等での利用の増加を見込みます。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施します。実施にあたっては、事業の積極的な活用が図られるよう、委託先と連携しながら事業の周知に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

事業内容	障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、ストマ用装具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
実施に関する考え方	事業の周知に努め、利用促進を図ります。近年の状況を勘案し、各用具の給付件数を見込んでいます。
見込量の確保策	利用者のニーズを把握し、日常生活用具の種目の追加及び支給要件の緩和等について検討し、ニーズに合った給付に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業内容	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。手話奉仕員養成研修の修了者を毎年2名見込みます。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施し、積極的な住民への広報を行い、適正な人材の確保に努めます。

⑨移動支援事業

事業内容	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
実施に関する考え方	事業の周知徹底及び実施体制の整備に努め、利用促進を図ります。これまでの実績を勘案し、年間延べ利用時間数を見込んでいます。
見込量の確保策	事業について広く情報提供を行い、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、新規の事業参入の促進、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確立に取り組めます。 また、中部圏域障がい者地域自立支援協議会において策定した移動支援事業に関する利用基準について適宜見直しを行うなど、中部圏域の市町と連携しながら取り組めます。

⑩地域活動支援センター事業

事業内容	地域の実情に応じ、障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、障がい者等の地域生活を支援します。
実施に関する考え方	「北栄町社会福祉協議会 あゆみの郷」において継続して実施します。
見込量の確保策	事業の周知徹底に努め、利用促進を図るとともに、充実した事業内容となるよう運営の支援を行います。

⑪訪問入浴サービス事業

事業内容	地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
実施に関する考え方	事業実施体制を整備し、適切な事業実施に努めます。実績はありませんが、1名の利用を見込みました。
見込量の確保策	サービス提供事業者の登録を行い、事業の実施体制を整えます。

⑫日中一時支援事業

事業内容	障がいのある人の家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
実施に関する考え方	利用者の受入体制の整備等、登録事業者と連携しながら実施します。これまでの実績を勘案し、年間延べ利用回数を見込んでいます。
見込量の確保策	事業について広く情報提供を行い、事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、新規の事業参入の促進、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確立に取り組めます。 また、登録事業者と連携しながら、重症心身障がいのある人の受入体制の整備に努めます。

⑬聴覚障がい者生活支援事業

事業内容	聴覚に障がいのある人の社会参加を図るため、日中活動の場を提供し、他者との交流や健康管理等のイベントを行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、今後1名の増加を見込みました。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会」との委託により実施し、当事者団体と連携しながら事業の周知に努め、日中活動を行う場所の確保等、必要な支援を行います。

⑭声の広報等発行事業

事業内容	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、音声訳等の方法により「広報北栄（音声版）」を毎月発行します。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、利用者の増加を見込みました。
見込量の確保策	「鳥取県ライトハウス点字図書館」への委託により実施し、身体障害者手帳の取得時等に、事業の対象となる障がいがある人への事業周知の徹底に努めます。

⑮点訳、朗読奉仕員養成研修事業

事業内容	視覚障がいのある人への支援を充実し、自立生活及び社会参加を促進するため、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
実施に関する考え方	委託により継続して実施します。近年の状況を勘案し、養成研修の修了者の増加を見込みました。
見込量の確保策	中部圏域1市4町で「日本赤十字社鳥取県支部」との委託により実施し、積極的な住民への広報を行い、適正な人材の確保に努めます。

⑯自動車運転免許取得・改造助成事業

事業内容	身体障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
実施に関する考え方	継続実施により、障がいのある人の社会参加を促進します。近年の状況を勘案し、利用者の増加を見込んでいます。
見込量の確保策	本事業の対象となる障がいのある人に対し、事業周知の徹底に努め、事業の積極的な活用を図ります。

(3) その他見込量について

○発達障害者等に対する支援

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	6人	6人	6人
ペアレントメンターの数	3人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	7人	7人	7人

ピアサポートの活動への参加人数は中部圏域の実績を参考に見込みました。

○精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	15人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

○相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件	20件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	18回	18回	18回

中部圏域で基幹相談支援センターを設置しており、当該センターの実施件数を参考に見込みました。

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	3人	3人	3人
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	有(1回)	有(1回)	有(1回)

## ■ 用語解説 ■

### ● あ 行 ●

#### 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

### ● か 行 ●

#### 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、から構成。

#### 訓練等給付

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助から構成。

#### 基本指針

障害者総合支援法の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

### ● さ 行 ●

#### 重症心身障がい

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態の障がい

#### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」に代わり、平成25年4月1日に施行された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

#### 障がい者地域生活支援センター

北栄町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。

#### 障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスは、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスから構成。

#### 自立支援医療

障がい児のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。医療費の自己負担額を軽減する。

#### 自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定又は認定を受けた障がい児者が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した費用の9割を基本に公費負担する制度。介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、補装具費から構成。

#### 身体障害者相談員及び知的障害者相談員

障がいのある人の福祉の増進を図るため、障がいのある人の相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。

#### ストマ用装具(ストマ装具)

ストーマ(手術によって作られた体内から体外に通じる孔)から便や尿を受けるための日常不可欠な必需品で、人工肛門保有者及び人工膀胱保有者(オストメイト)の排泄支援用具。



## ● た 行 ●

### 中部圏域障がい者地域自立支援協議会

鳥取県中部圏域1市4町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)において、障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

## ● は 行 ●

### ピアサポート活動

悩みや心配事について、仲間同士で支え合うサポート活動。

### ペアレント・トレーニング

家庭環境や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング。

### ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関するサポートを行う。

### 北栄町障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に規定された法定計画。北栄町の障がい者福祉施策の基本的な方向と、保健・医療・福祉等の施策を総合的に推進するための計画。

### 北栄町障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に規定された法定計画。障がい福祉サービスと地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

### 北栄町障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定された法定計画。障がい児福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう数値目標等、必要な事項を定めたもの。

### 北栄町障がい者地域自立支援協議会

北栄町障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関する関係者が連携し、支援体制について協議を行う。

### 北栄町障がい者福祉施策推進委員会

北栄町障がい者福祉施策推進委員会設置要綱に基づき、障がい者計画・障がい福祉計画の策定及び障がい者の施策について、連絡調整を図り、計画等の進捗管理・評価等を行う。

### 補装具

身体障がい児者の損なわれた身体機能を補い又は代替することにより、職業その他日常生活を容易にするため用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす等。

## ● ら 行 ●

### レスパイト

一時的な中断や休息という意味で、介護が必要な障がい者や高齢者のいる家族が一時的に休養するための支援サービスをレスパイトケアという。